

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
115	1	①	ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	「若年層の性暴力被害予防月間(4月)」の周知	「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)について周知 市広報4月号、市ウェブサイト掲載 庁舎東側電光掲示板掲載	今後、市広報や市ウェブサイトにおいてストーカー、性犯罪に関する情報を提供し、人権を侵害する暴力行為であることの周知を図ります。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 内閣府男女共同参画局：いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議
116	1	①	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)についての周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)についての周知 市広報11月号、市ウェブサイト掲載 庁舎東側電光掲示板掲載 公開羅針盤「掲示板」(庁内システム)へ投稿 マスクケースと相談機関の情報をセット(500セット)にした啓発物品を道の駅しらとりの郷・羽曳野において配布 マスクケースと相談機関の情報をセット(15セット)にした啓発物品を市内公共施設16か所に掲示するポスターと併せて設置 パープルリボンバッジを市長・副市長・教育長に配付	今後、市広報や市ウェブサイトにおいてDV防止法、ストーカー規制法に関する情報を提供し、周知、啓発を図ります。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する法律
116	1	①	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	こども家庭支援課	家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会	関係機関及び市民	協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関での研修会実施 児童虐待防止リーフレットの配布(市立幼稚園、市立保育園、民間保育園)、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布 オレンジリボンキャンペーンによる市民への児童虐待防止啓発活動	市民向け研修会の実施 令和5年度も継続して実施	児童福祉法・児童虐待防止法
117	1	①	DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	こども家庭支援課	(職員に対する事業は人事課へ一任)					
117	1	①	DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	職員	男女共同参画推進本部会議、幹事会議において注意喚起	羽曳野市男女共同参画推進本部会議を令和4年9月27日に開催。 羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を令和4年9月27日に書面開催。	今後、職員、教職員研修を所管する人事課及び学校教育課と検討、調整を行い、実施に向けて調整します。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
117	1	①	DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	人事課	該当なし					
117	1	①	DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	学校教育課	人権教育の実施	児童・生徒・教職員	各校でおこなっている人権教育の取組みの一つとして、校内研修において取組んでいくよう周知する。	ほとんどの学校において、人権教育の取組みの事前学習等に加えて、DV防止そのものを研修として取組んでいる。		
118	1	①	DV被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	職員	男女共同参画推進本部等会議において、被害者の二次被害に関する情報を提供	羽曳野市男女共同参画推進本部会議を令和4年9月27日に開催。 羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議を令和4年9月27日に書面開催。	今後、職員研修を所管する人事課と検討、調整を行い、実施に向けて調整します。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
118	1	①	DV被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。	人事課	庁内研修の実施（コンプライアンス研修）	正規職員	羽曳野市倫理条例をもとに、コンプライアンスに対する意識を高めることを目的とする研修を実施	【庁内研修】 研修名：コンプライアンス研修 研修日：令和4年4月1日 対象：新規採用職員 講師：人事課職員 【マッセOSAKA研修(eラーニング)】 研修名：公務員倫理とコンプライアンス 研修日：令和4年8月1日～9月30日 対象：新規採用職員	令和5年度についても同様の研修を実施していく予定（対象者・回数等未定）	
119	1	①	DV予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	「女性に対する暴力をなくす運動」期間内の啓発	LICはびきの パープルライトアップ 公共施設への啓発ポスターの配架 職員へパープルリボン配付・着用依頼 きらりはびきのフォーラムでの啓発物・冊子の配付	今後、市広報や市ウェブサイトにおいてDVに関する情報を提供し、周知、啓発を図ります。また、市民参加型の事業（きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～・男女共生セミナー）においてDVをテーマに取り上げ、周知、啓発を図る。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
119	1	①	DV予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。	学校教育課	ジェンダー教育	児童・生徒・教職員	ジェンダー平等という人権課題を考える人権教育の取組みに、広く取組んでいくよう周知する。	多くの学校において、成長過程に応じたジェンダー平等の人権課題を考える学習に取り組んでいる。		
120	1	①	デートDVに関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	冊子「きらりHABIKINO」作成	現在は、男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」平成22年12月発行VOL.18「デートDV」VOL.27「どうすれば守れる？若年層のこころとからだ」（JKビジネス・デートDVについて）を市ウェブサイトに掲載し、周知、啓発を行っている。今後は、学校教育課と検討、調整を行い、実施に向けて調整します。	今後も、冊子作成やLINE、市HPを活用し啓発推進と相談窓口周知を継続する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
120	1	①	デートDVに関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課	相談窓口の周知	園児・児童・生徒・教職員	子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知する。	啓発リーフレットの活用を軸に取り組んでいる。相談窓口は学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知している。		
121	1	①	相談に携わる機関に対し、DVをはじめとするあらゆる暴力、虐待に関する認知を促すとともに、専門的な相談窓口等に関する情報提供を行います。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	庁内で相談に携わる窓口などに対して相談窓口の情報提供や紹介を行う。	庁内で相談に携わる窓口などに対して相談窓口の情報提供や紹介を行う。		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
122	1	①	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	市民協働ふれあい課	該当事業なし				市民に向けた講座は、現在実施しており、今後の予定もない。	
122	1	①	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	経済労働課	雇用の促進に関する事業の一環	市民	関係機関と連携し市民等への情報提供を行う	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
122	1	①	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課	男女共同参画啓発事業	市民等	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～での講演等による啓発 関係するパンフレット等を配架	男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」VOL.21、24において「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をテーマに作成し、市ウェブサイトに掲載、継続的に情報を提供		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
122	1	①	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人事課	庁内研修等の実施 (ハラスメント防止研修等)	正規職員	ハラスメントに関する認識を深め、職場におけるハラスメント防止を図ることを目的とした庁内研修を実施	【庁内研修】 研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和4年12月14、15日 対象：新任主査、課長補佐 講師：株式会社日本マネジメント協会 殿村 ちかこ氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者・回数等未定）	
123	1	①	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.18	人権推進課	職員研修	市職員等	研修の実施に際して、情報提供等を行う。	人事課や学校教育課が行う研修への協力	今後、職員、教職員研修を所管する人事課及び学校教育課と検討を行い、実施に向けて調整する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
123	1	①	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.18	人事課	庁内研修等の実施 (ハラスメント防止研修等)	正規職員	ハラスメントに関する認識を深め、職場におけるハラスメント防止を図ることを目的とした庁内研修を実施	【庁内研修】 研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和4年12月14、15日 対象：新任主査、課長補佐 講師：株式会社日本マネジメント協会 殿村 ちかこ氏	令和5年度についても同様の研修を実施予定（対象者・回数等未定）	
123	1	①	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.18	学校教育課	ハラスメント研修	教職員	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学習している。		
124	1	①	学校園における教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課	相談窓口設置	教職員	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置する。 また、子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知する。	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を全学校園に設置済み。 子どもに対する相談窓口、教職員間の相談窓口として、それぞれに小・中・義務教育学校男女各1名、幼稚園・こども園では1～2名を決めている。 また、子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知している。		
125	1	②	DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	女性が抱えるさまざまな悩みに対して、適切な助言を行い、女性自らが悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるよう支援するため、女性相談事業を実施	毎月、第1水曜日、第2金曜日、第4金曜日の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
125	1	②	DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。	人権推進課	配偶者暴力被害者支援連絡会議	市民等	配偶者暴力被害者支援	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う、		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議 設置要綱
126	1	②	働く女性など平日の昼間に利用しづらい方のために夜間や休日の相談窓口を整備し、充実を図ります。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	「平日の午前」に専門女性相談員による特設女性相談を実施 ※平成29-30年度については、特設相談として、夜間に電話女性相談を実施したが、利用者がなかったため、時間帯を変更し、面接相談も可能とした。	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のうち、それぞれ2日、年間4日実施 ① 6月10日（金）：2件 ② 6月22日（水）：3件 ③ 11月11日（金）：2件 ④ 11月16日（水）：3件	・事業の周知	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
127	1	②	日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。	人権推進課	相談窓口の充実	市民等	女性相談・人権相談	専門相談員による女性相談は月3回、特設相談として年4回実施。人権相談は毎月1回実施。職員による相談体制は開庁日随時実施	市民協働ふれあい課の翻訳機器を借用したり、言語対応可能な市職員に依頼（所属長間にて依頼）。または女性相談担当職員が図解や単語を活用して対応している。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
128	1	②	DV 対応マニュアルを整備し、効果的な対応を図ります。	人権推進課	女性相談事業等	職員等	大阪府作成のマニュアルを活用	大阪府作成のマニュアルを活用	今後、DV対応マニュアルの作成に向けた検証を行い、関係する窓口等に配布する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
129	1	②	早期発見、相談、一時保護までの安全確保、自立支援などの支援を行うため、大阪府女性相談センターや警察をはじめとする関係機関と市の関係部署との連絡調整を緊密に行います。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	被害者支援の調整	一時保護については、主に大阪府女性相談センターと調整、依頼を行っている。また、大阪府女性相談センターからは本市に居を構えた被害者に対する支援などの依頼がある。		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
130	1	②	DV 被害者支援に関する庁内DV 連絡会議を設置し、関係各課との連携を図ります。また、大阪府や警察など外部の関係機関と連携したDV 関係機関連絡会議の設置について検討を進めます。	人権推進課	配偶者暴力被害者支援連絡会議	関係機関	連絡会議設置要綱（平成29年11月1日施行）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援のために庁内組織の円滑な連携を図ることを目的に設置	令和5年1月31日に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	障害福祉課	障害者虐待対応事務事業	事業者 市民 使用者	障害者虐待に関する通報に対し、迅速に事実確認・安全確認を行い、必要な対応を行う。	通報件数 19件 認定件数 4件	年々通報件数が増加している。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	地域包括支援課	包括的支援事業	高齢者、高齢者の家族等	権利擁護業務 高齢者の権利擁護の業務は地域包括支援センターの業務の柱の一つであり、高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として活動している。	高齢者緊急一時保護事業の実施 高齢者虐待に対する住民基本台帳事務における支援措置	各圏域地域包括支援センターとも連携し高齢者虐待に関する相談・対応等を実施していく。 虐待に関するネットワークは構築されている。養護者への支援に対する取り組みについては、必要な関係機関とも連携を行っていないながら実施していく。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 羽曳野市高齢者緊急一時保護事業実施要綱
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	配偶者暴力被害者支援	毎月、第1水曜日、第2金曜日、第4金曜日の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応 また、必要に応じて関係機関と調整を行う。	加害者更正については、国や大阪府の取組状況を踏まえ、検討する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課	配偶者暴力被害者支援連絡会議	関係機関及び市民	配偶者暴力被害者支援	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う、		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議設置要綱
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	こども家庭支援課	家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会	関係機関及び市民	協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	広報誌による子育て電話相談、児童虐待直通電話番号の掲載 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布 オレンジリボンキャンペーンによる市民への児童虐待防止啓発活動	市民向け周知の徹底 令和5年度も継続して実施	児童福祉法・児童虐待防止法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
132	1	②	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。	市民課	住民基本台帳事務における支援措置	羽曳野市の住民基本台帳に記録されている者又は羽曳野市に本籍を有する者	DV等被害者に係る住民基本台帳の一部の写し等の閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付、戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の請求・申出が加害者等からあっても、これを制限（拒否）する措置。	基幹システムで検索をかけると、支援措置対象者とわかるようにマークをつけている。また、支援措置対象者である旨のメモがポップアップで表示されるようになっており、他課の人でも分かるようになっている。証明書発行についても、発行禁止がかかっており支援措置担当者が解除しない限り発行不可となっている。	支援措置申出書には警察等の相談先からの意見聴取（署名要）が必要である。しかし、成人男性や成人後の親子間トラブル等で警察からの意見聴取ができない場合がある。その場合は、事情を聴取した上で人権推進課や関係各課へ案内し、意見聴取の上で所属長の責任において措置することもあるが、措置に必要とする意見聴取が可能な相談機関が少ないことが課題である。	住民基本台帳法 住民基本台帳事務処理要領 羽曳野市ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱
132	1	②	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。	市民課	DV等被害者の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて	戸籍届の際の、届出人がDV等被害者本人や、支援者である場合（証人も含む）	DV等被害者の住所が記載されている戸籍届書に関する証明書の交付について配慮を求める申入	離婚届等の戸籍届書には、連絡先（住所や電話番号等）が記載されている。そのため、住民基本台帳事務における支援措置対象者については、加害者等から戸籍届書に関する記載事項証明書の閲覧や交付申請があった場合に、被害者の連絡先（住所や電話番号等）、住所探索につながる恐れのある箇所にマスキング（該当部分を黒く塗りつぶす等）の処理を施したうえで交付するもの。	戸籍届書関係について、届出人がDV等被害者本人や支援者である場合、届書から住所を探索される・明らかにされるといことが当事者には分かり辛いことが多い。支援措置の申出までに、何らかの戸籍の届出をされたかを確認するとともに、本人にマスキングの申請を案内し、加害者に対し、個人情報漏れが無いようにすることが重要である。	戸籍法第48条第2項
132	1	②	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。	人権推進課	配偶者暴力被害者支援連絡会議	関係機関	連絡会議設置要綱（平成29年11月1日施行）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援のために庁内組織の円滑な連携を図ることを目的に設置	令和5年1月31日に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議設置要綱
133	2	①	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	障害福祉課	障害者虐待対応事務事業	事業者 市民 使用者	上記と同様	上記と同様	上記と同様	上記と同様
133	2	①	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	地域包括支援課	包括的支援事業	高齢者、高齢者の家族等	・権利擁護業務 高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として地域包括支援センターを位置づけ、民生委員や地域福祉の関係者、保健・医療・福祉の関係機関に周知を図っている。	高齢者虐待防止に関する研修などの啓発	・コロナ禍もあり、早期発見に向けた虐待防止に関する市民・介護施設職員向け啓発事業が実施出来なかった。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法 老人福祉法
133	2	①	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	人権推進課	女性相談事業等	市民等	女性相談時に該当する相談者に対して必要な相談窓口の紹介を行う。	女性相談時に該当する相談者に対して必要な相談窓口の紹介を行う。		男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
133	2	①	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	こども家庭支援課	家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会	関係機関及び市民	協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	広報誌による子育て電話相談、児童虐待直通電話番号の掲載 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布 オレンジリボンキャンペーンによる市民への児童虐待防止啓発活動	市民向け周知の徹底 令和5年度も継続して実施	児童福祉法・児童虐待防止法
134	2	①	要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。	こども家庭支援課	家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会	関係機関及び市民	協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関での研修会実施 スムーズな連携のための関係機関会議開催	各機関と家庭児童相談担当・児童相談所等のスムーズな情報共有及び連携 令和5年度も継続して実施	児童福祉法・児童虐待防止法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和4年度 進捗状況調査結果

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

(基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援)

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名	事業対象	事業内容	実施内容	・事業の問題点・課題 ・今後の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
135	2	①	地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。	地域包括支援課	包括的支援事業	高齢者、高齢者の家族等	権利擁護業務 成年後見利用支援事業 高齢者の権利擁護の業務は地域包括支援センターの業務の柱の一つであり、高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として活動するとともに、成年後見制度の利用支援を行っている。	「羽曳野市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催。各機関との連絡は取れている。また、成年後見制度についても必要な方に対して積極的に支援をしている。	No131実施内容と同じ。 成年後見制度利用支援事業：市長申立1件。認知症高齢者等成年後見制度の利用が必要な方に対しては、今後も積極的に制度利用の支援を実施する。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 高齢者虐待防止ネットワーク会議等設置要綱 羽曳野市成年後見制度利用支援事業実施要綱
135	2	①	地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。	保健福祉政策課	ボランティアセンター活動事業助成金	社会福祉協議会	ボランティアセンターの運営とボランティア連絡会の組織強化と活動の活性化を図る。	ボランティアセンターを拠点に、各種ボランティアスクール・研修・講習を開催している。新型コロナウイルス感染症により一時期中止となっていた研修・講習等を再開し、運営を強化している。ボランティア連絡会については、毎月の定例会、市民体育祭や市民マラソン大会への協力、パネル展への出展等により組織強化を図った。	継続して実施する予定	社会福祉協議会